

企業主導型保育事業について

内閣府 子ども・子育て本部

目 次

○ 子ども・子育て支援法改正の概要	
・ 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要	4
・ 仕事・子育て両立支援事業等のイメージ図	5
○ 仕事・子育て両立支援事業の概要(企業主導型保育事業)	
Ⅰ 事業の目的及び内容	7
Ⅱ 事業の実施者	8
Ⅲ 利用対象者等	9
Ⅳ 職員配置基準	10
Ⅴ 設備基準	11
Ⅵ 助成金の額	13
Ⅶ その他留意事項	14
○ 助成対象のイメージ及び助成金(運営費・整備費)のイメージ	
・ 助成対象のイメージ	16
・ 運営費のイメージ	17
・ 整備費のイメージ	18
○ 子育て支援員研修について	
・ 「子育て支援員」研修について	25
・ 子育て支援員研修の体系	26
・ 子育て支援員の認定の仕組み	27

子ども・子育て支援法改正の概要

(仕事・子育て両立支援事業の新設)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要

- **一億総活躍社会「夢をつむぐ子育て支援（第二の矢）」の実現に向けて、事業主拠出金制度を拡充**
 - ・ 待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの保育の受け皿整備の目標を上積みし、40万人分から50万人分整備することとした。
 - ・ これを受け、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずる。
 - ・ これにより、**事業主拠出金制度を拡充し、最大5万人の保育の受け皿の整備**など子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

【概要】

1. 仕事・子育て両立支援事業の創設

- 政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設する。

注） 仕事・子育て両立支援事業については、全国的な事業主の団体の意見を聴きながら実施。

2. 事業主拠出金の率の引き上げ等

- 一般事業主から徴収する拠出金（事業主拠出金）の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加する。

注） 現行では、児童手当事業及び地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童クラブ、病児保育、延長保育の財源として厚生年金保険料等と併せて徴収。

- 事業主拠出金の率の上限を1,000分の1.5以内から1,000分の2.5以内に引き上げる。

※ その他、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）の一部改正（年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳出項目に仕事・子育て両立支援事業費を追加する等）等を行う。

【施行期日】平成28年4月1日

仕事・子育て両立支援事業等のイメージ図

【背景】：待機児童解消加速化プラン・・・平成29年度末までに待機児童解消を目指す。
平成29年度末までの**保育の受け皿の整備目標を上積み**：40万人 ⇒ **50万人(+10万人)**

【子ども・子育て支援の充実】

内訳「10万人」の

+5.6万人分・・・**市町村主体の認可保育所等**の上積みで対応（市町村計画の合計数）
←市町村の積極的な取組に対し、整備費・運営費について国費で支援

+5万人分・・・**企業主導型保育事業**により、最大5万人分の受け皿確保
←事業主拠出金（後掲）財源による整備費・運営費の支援

<企業主導型保育事業>

☆企業の負担により、従業員の多様な働き方に応じた柔軟な事業所内保育を支援

（特長）

- ・夜間等時間帯のずれた働き方に対応
- ・休日等の利用に対応
- ・短時間等の非正規社員の利用に対応
- ・複数企業での設置が可能、整備費・運営費の支援により、中小企業の設置に対応
- ・設置に当たり市町村の関与なく企業の柔軟な取組に対応

（具体例）

- ・小売り、飲食、24時間稼働工場、公共交通
- ・パートタイマー
- ・工業団地、卸売団地、複合商業施設

<病児保育の拡充>、<企業主導型ベビーシッター利用者支援事業>

【財源の確保】

事業主拠出金の拠出金率の上限引き上げ（標準報酬の0.15%→0.25%） ※事業主負担のみ（労働者負担なし）

- ・平成28年度は0.2%（+0.05%）：835億円
 - ・平成29年度は0.23%（+0.08%）：約1300億円 ※平成30年度以降は実施状況を踏まえ、協議の上決定
- （注）拠出金は、厚生年金保険料等と併せて徴収

仕事・子育て両立支援事業の概要 (企業主導型保育事業)

企業主導型保育事業について

I 事業の目的及び内容

企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として、企業主導型保育事業を実施していくこととしています。



本事業の主な内容としては、

- ① 多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援するための仕組みであること
- ② 市区町村による計画的整備とは別枠で整備可能であり、設置の際や利用の際に市区町村の関与を必要としないこと
- ③ 地域枠も自由に設定できること(利用定員の50%以内)
- ④ 運営費や施設整備については、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格に準じた支援が行われること

など、企業主導型保育事業の特色・メリットを活かした事業展開を図ることができます。

II 事業の実施者

○ 企業主導型保育事業を実施することができるのは、以下の3類型としています。

① 子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が、自ら事業所内保育施設を設置し、企業主導型保育事業を実施する場合

※ 複数企業による共同設置や他企業と共同利用することも可能です。

② 保育事業実施者(保育所等を運営している事業者)が設置した認可外保育施設を、子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が活用する場合

※ 保育事業実施者にとっては、独自財源で認可外保育施設を設置し、本事業(運営費)の助成を受けることも、本事業の施設整備費を活用して、事業を実施することも可能です。

③ 既存の事業所内保育施設の空き定員を、設置者以外の子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が活用する場合

留意事項 1

次に掲げる実施主体や公的助成を受けながら事業を実施している認可外保育施設等は、本事業の助成対象外になりますので、ご注意ください。

- i 国、地方公共団体
- ii 子ども・子育て支援法に基づく確認を受けている施設又は事業者
- iii 『地域医療介護総合確保基金』、『事業所内保育施設設置・運営等支援助成金』の助成を受けている事業
- iv その他、公的助成を受けて実施している事業
- v 申請前5年間で、保育施設の閉鎖命令や、助成の取消し等を受けていないこと。

留意事項 2

企業主導型保育事業の助成を受けた子ども・子育て拠出金を負担している事業主等は、事業の実施に当たり、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、都道府県知事に対し届出を行う必要があります。

Ⅲ 利用対象者等

- 企業主導型保育事業の実施に当たっては、自社等の従業員が利用する『従業員枠』のみで運営することもできますが、地域の住民等が利用する『地域枠』を設けて運営することも可能であり、利用者がどの枠に該当するかは、以下のとおりになります。

従業員枠	地域枠(設定は任意)
<ul style="list-style-type: none">■ 事業実施者の従業員の児童■ 事業実施者と利用枠契約を締結した子ども・子育て拠出金を負担している事業主の従業員の児童 <p>※いずれも非正規労働者を含む(子ども・子育て支援法における保育認定は不要)</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 従業員枠の対象外の児童 (子ども・子育て支援法における保育認定を受けた者の児童等) <p>※地域枠を設ける場合、総定員の50%以内</p>

※保護者のいずれもが就労要件等を満たすことが必要

IV 職員配置基準

職員数

企業主導型保育事業を実施するにあたり、保育従事者の数は、次の①から④に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に、「1」を加えた数以上とします。

- ① 乳児 おおむね3人につき1人
- ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人
- ④ 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人



《参考》

職員数 $0\text{歳児}(1:3) + 1\cdot 2\text{歳児}(1:6) + 3\text{歳児}(1:20) + 4\cdot 5\text{歳児}(1:30) + 1\text{名} = \text{職員数(最低2名配置)}$

職員資格

上記「職員数」から算出される保育従事者数の半数以上は、保育士資格を有している必要があります。**(保育の質の向上のため、保育士の割合が高くなる(75%、100%)ほど、補助単価が高くなります。)**

その他の保育従事者にあつては、子育て支援員資格を既に有しているか、地方自治体を実施する「子育て支援員研修」や公募団体等が行う研修等を受講する必要があります。

※ 子育て支援員;「子育て支援員研修事業の実施について(平成27年5月21日付け雇児発0521第18号雇用均等・児童家庭局長通知)」に規定する子育て支援員をいう。

V 設備基準

企業主導型保育事業における設備基準については、次のとおりであり、本事業の助成を受ける際の前提条件となります。

- ① 利用定員20人以上の施設については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）第43条に定める基準を遵守。

※ ただし、同基準に拠り難い特別の事情があると認められる場合においては、同基準を標準として、公募団体が定める基準によることができるものとします（②についても同様）。

- ② 利用定員19人以下の施設については、同基準第48条により準用する同基準第28条に定める基準を遵守。

- ③ 上記に定めるもののほか、『認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年厚生労働省雇児発第177号）別添「認可外保育施設指導監督基準」』を遵守。



企業主導型保育事業の運営・設置基準

		子ども・子育て支援新制度の事業所内保育事業		企業主導型保育事業	認可外保育施設 認可外保育施設指導監督基準
		定員20人以上	定員19人以下 (小規模保育事業と同様)		
職員	職員数	0歳児 3:1 (1・2歳児 6:1) 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 最低2人配置	保育所(定員20人以上)の 配置基準+1名以上 最低2人配置	保育所(定員20人以上)の 配置基準+1名以上 最低2人配置	0歳児 3:1 (1・2歳児 6:1) 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 最低2人配置
	資格	保育士 ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例(1人まで)	保育従事者(1/2以上保育士) ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例(1人まで) ※保育士以外には研修実施	小規模保育事業と同様 ※保育士以外には研修実施 (研修修了予定者等を含む)	保育従事者(1/3以上保育士) ※看護師、准看護師でも可 ※1日に保育する乳幼児6人以上施設
設備・面積	保育室等	0・1歳児 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 2歳児以上 保育室又は遊戯室1.98㎡/人	0・1歳児 乳児室又はほふく室3.3㎡/人 2歳児以上 1.98㎡/人	原則、事業所内保育事業と同様 ※認可外基準は遵守	保育室 1.65㎡/人 ※0歳児は他年齢の幼児の保育室と別区画
	屋外遊戯場	2歳児以上 3.3㎡/人	2歳児以上 3.3㎡/人	原則、事業所内保育事業と同様	—
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	原則、事業所内保育事業と同様 ※認可外基準は遵守	自園調理(外部搬入可) 調理室 調理員

VI 助成金の額

企業主導型保育事業(運営費、整備費)の助成金の額については、次のとおりとなります。

- ① 運営費に関しては、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格と同水準
- ② 整備費については、認可保育所の施設整備と同水準

モデル例

○ 企業A(事業実施者)が保育園(定員12人)を設置*する場合 *運営委託が可能です。

・**運営費**(定員12人(乳児3人、1・2歳児9人)、東京都特別区、11時間開所、保育士比率50%の場合)

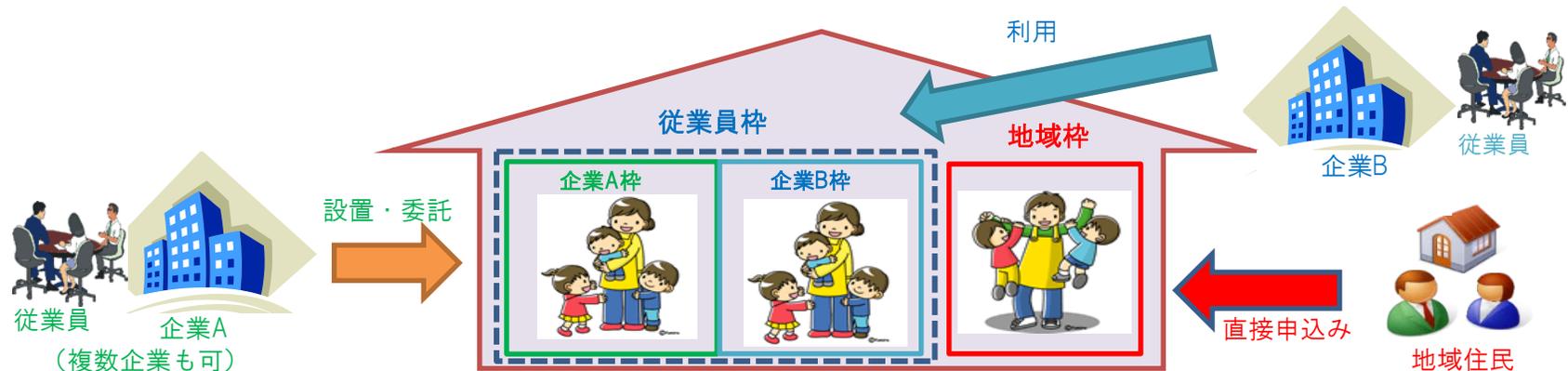
基本額 約2,600万円(年額)

各種加算 延長保育、病児保育、夜間保育など(実施に応じて加算)

・**整備費**(定員12人、東京都、新設の場合) ※既存施設の改修にも補助があります。

基本額 約8,000万円

各種加算 病児保育スペース、一時預かりスペースなど(実施に応じて加算)



VII 留意事項

企業主導型の事業所内保育事業を実施するに当たっての主な留意事項を下記のとおりとなりますので、事業実施する際は、ご注意ください。

留意事項

- ① 児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、都道府県への届出が必要であること。
- ② 共同利用に当たっては、設置企業と利用企業の間で「利用する定員」及び「利用に係る利用企業の費用負担」を含む利用契約を結ぶこと。
- ③ 保育料の設定については、子ども・子育て支援新制度下における利用者負担額の水準を必要以上に超えない範囲で設定すること(なお、公定価格同様、上乗せ徴収・実費徴収も可)。
- ④ 定期的に第三者評価の受審に努めることとともに、必要に応じ国及び公募団体による助言・指導に応じること。
- ⑤ 利用者又は保護者からの苦情の窓口等を設置すること。
- ⑥ 事業実施者は、保育所保育指針を踏まえ、保育を実施するとともに、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を参考に適正な対応を行うこと。事故が発生した場合には、認可施設と同様に都道府県へ報告を行うこと。また、保育事業実施者は、賠償責任保険等に加入し、賠償事由が発生した場合には、速やかに対応を行うこと。
- ⑦ 利用者への情報提供に努めること。

**助成対象のイメージ
及び
助成金（運営費・整備費）のイメージ**

助成対象のイメージ

助成の内容

【整備費】 定額(施設整備に必要な費用の3/4相当分)

【運営費】 定額(企業の自己負担相当分及び利用者負担相当分を除く部分)

※一人当たり単価に利用人数を乗じた額を基本に助成(使途制限は設けない)

※11時間開所を基本に単価設定(13時間開所の単価も設定。多様な働き方への対応へのインセンティブ付けを行う)

新設の場合

【整備費】及び【運営費】の助成を受けることが可能

既存の事業所内保育施設の場合

以下の例について、助成の対象

① 定員を増員した場合

- 新規増員分で企業主導型保育事業を実施する場合に増員部分を補助。
- 【整備費】については、一定程度の定員増を図った上で増改築を実施する場合には、既存分を含めた増改築全体に対して助成。

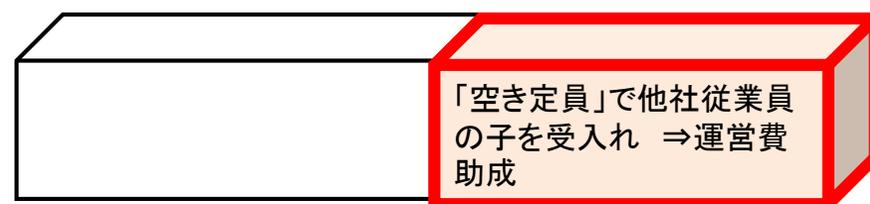
(例)



② 「空き定員」を活用した場合

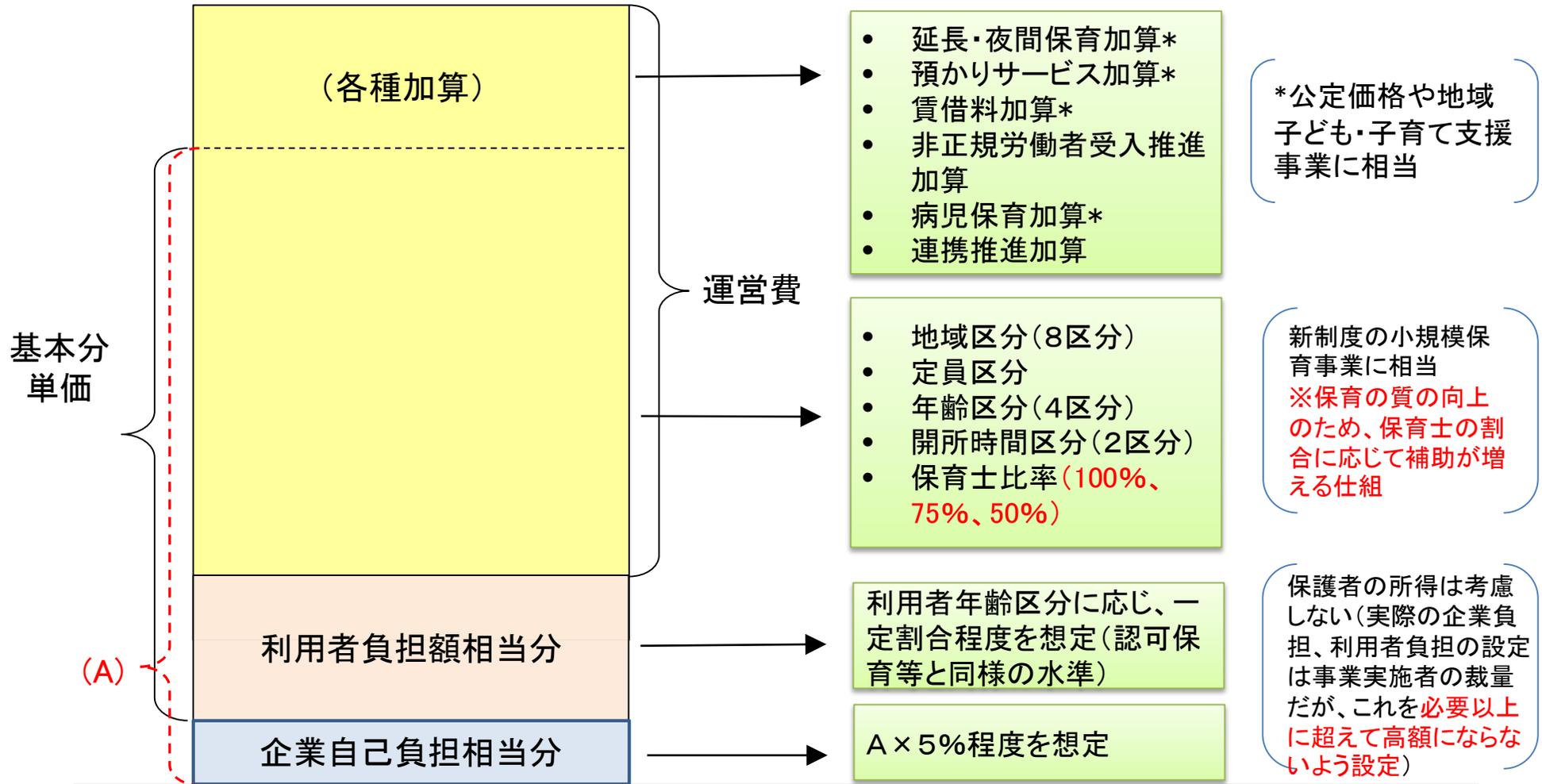
- 自社従業員に使われていない「空き定員」分を活用して他の一般事業主従業員の子ども等を一時的に受け入れた場合に、【運営費】を助成。

(例)



運営費のイメージ

- 運営費の保育単価は、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格をベースに設定。施設型給付と同様、用途制限は設けない。
 - ・ 地域区分、定員区分、年齢区分、開所時間区分、保育士比率区分(100%、75%、50%)を設ける。



各種加算の内容(運営費)

延長保育加算

「延長保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第10号)」に定める基準に準じ、1日当たり、11時間(1日13時間開所の事業所の場合は13時間)の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を実施した場合に行われる加算をいう。

なお、対象児童の算定方法は以下のとおりとする。

ア 1時間延長

開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が6人以上いること。

イ 2時間延長

開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が3人以上いること。

ウ 3時間以上の延長

イと同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が3人以上いること。

エ 30分延長

上記ア～ウに該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が1人以上いること。

夜間保育加算

開所時間は11時間(1日13時間開所の事業所の場合は13時間)とし、午後10時まで開所し、仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えている場合に行われる加算をいう。

非正規労働者受入推進加算

企業主導型保育事業の定員内に、例えば、産前や産後休暇以降の職場復帰を控えている保護者の子供など非正規労働者の子供を、優先的に入所させるための枠を別に設けている場合に行われる加算をいう。

病児保育加算

「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号)」に定める基準に準じ、保育を必要とする乳児、幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学生であって疾病にかかっているものについて、保育を行う事業を実施する場合に行われる加算をいう。

預かりサービス加算

「一時預かり事業の実施について(平成27年27文科初第238号・雇児発0717第11号)」に定める基準に準じ、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、企業主導型保育所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業を実施する場合に行われる加算をいう。

賃借料加算

以下の要件全てを満たす施設に対し行われる加算をいい、定員区分ごとの加算額を上限とする。

ア 保育の用に供する建物が賃貸物件であること。

イ アにより、賃借料が発生していること。

※ ただし、上記の要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

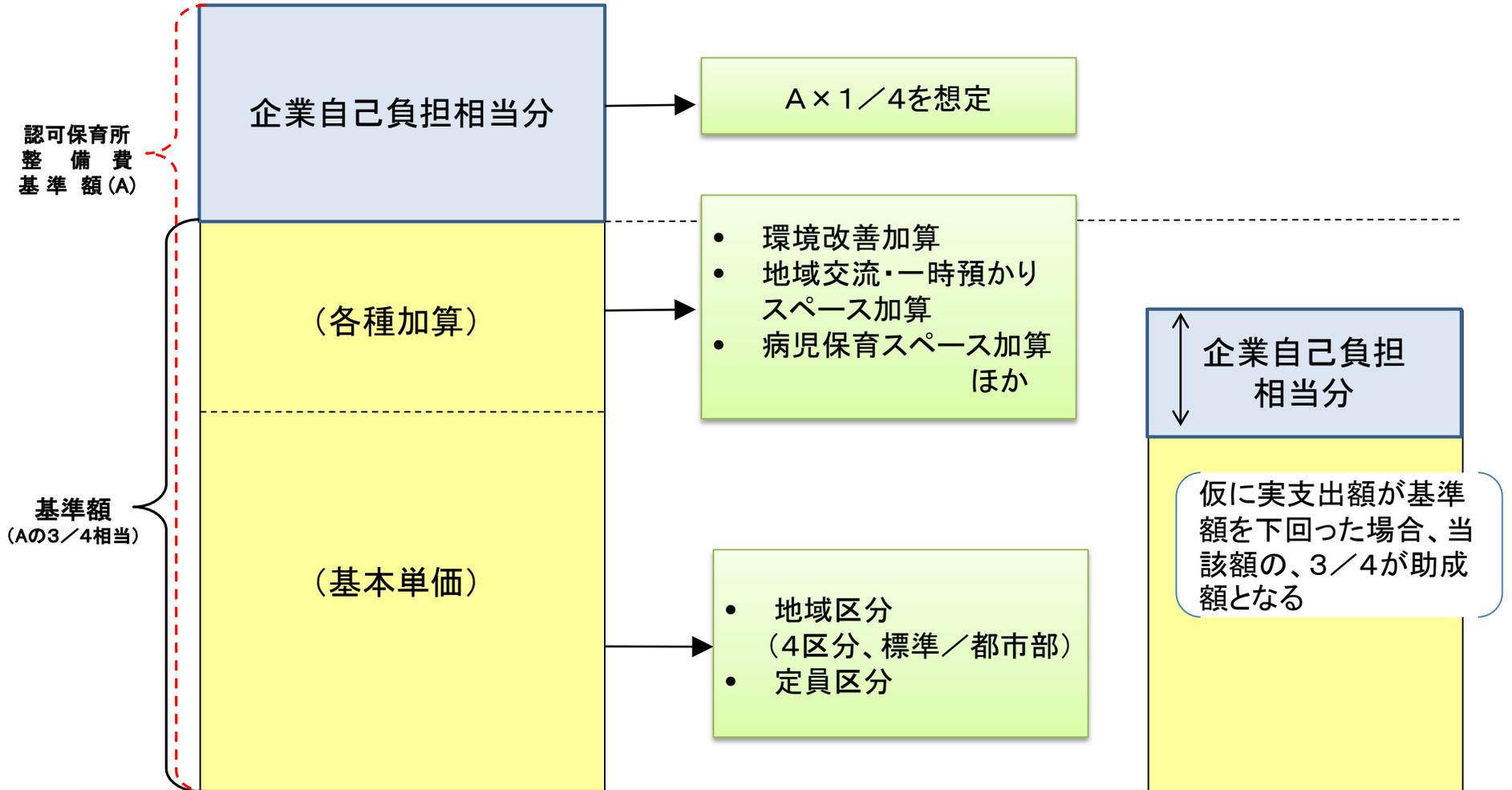
連携推進加算

公募団体への助成申請手続、企業間の連携、地域枠の子どもの受入、市町村への情報提供など、企業主導型保育事業を実施するうえで必要な職員を、必要となる保育従事者に加えて、別途、配置した場合に行われる加算をいう。



整備費のイメージ

- 整備費の助成単価は、認可保育所整備費の単価と同一水準とする。
- 助成単価は定額(3/4相当分)を交付する。



各種加算の内容(整備費)

環境改善加算

既存建物等を活用する場合等に、児童の安全性を考慮する等、建物の入口周辺や病児保育施設までの経路等を見童向けの環境に整備する際に、加算をする。

特殊附帯工事加算

建物に固定して一体的に整備する下記に掲げる工事を行った場合に、加算をする

①水の循環・再利用の整備

施設から排出される生活雑排水等の循環・再利用のための整備

②生ごみ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備

③ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

④消融雪設備整備

建物に固定して一体的に整備する消融雪設備(企業主導型保育施設が、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)に規定する特別豪雪地域に設置される場合に限る。)

⑤その他

資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

土地借料加算

新たに土地を貸借して建物を整備する場合に、加算をする。
※ 整備を行う年度に係る分に限る。

地域交流・一時預かりスペース加算

一時預かりや地域に密着した独自事業を実施する場合で、専用スペースを整備する場合には加算をする(親子交流、情報交換の場など)。

病児保育スペース加算

病児保育を実施、又は実施予定の場合で、専用スペースを整備する場合には加算をする。



子育て支援員研修について

「子育て支援員」研修について

趣旨

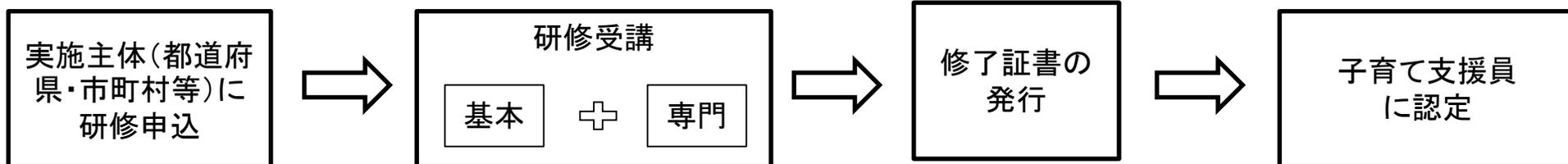
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

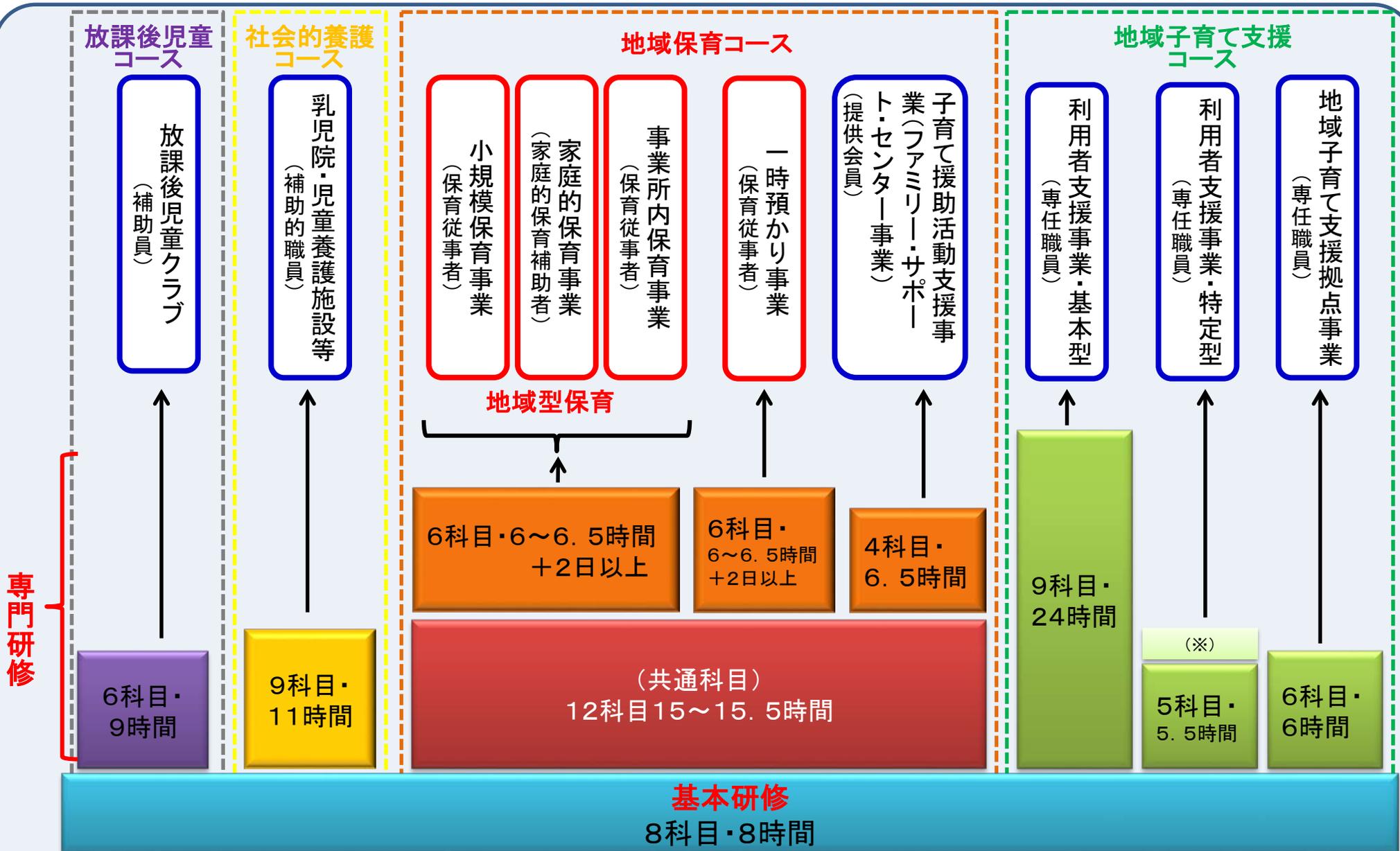
- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



子育て支援員研修の体系



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。

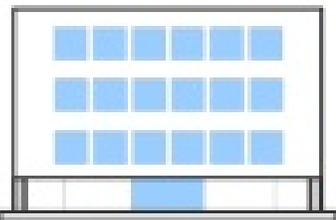
子育て支援員の認定の仕組み (実施主体の事務の主な流れ)

受付・受講の調整

- ・住民票等から本人の確認
- ・受講状況の確認(必要な場合には自治体間で情報連携)
- ・受講に係る各種調整等

<実施主体>

- ・都道府県又は市町村(※1)
- ・指定事業者



(※1)研修の実施については民間への委託も可

制度の広報
研修の開催案内等

受講申込書の提出

子育ての経験を活かし地域で保育や子育て支援の仕事がしたい！



子育て支援の仕事に興味がある！

※2 基本研修と専門研修の実施主体が異なる場合には受付・受講の調整を行う。

基本研修の実施

子育て支援に関する基礎的な知識等の修得や自覚の醸成



(基本研修の修了)
(※2)

・過去に修了した科目がある場合には一部科目修了証をもって履修したものとみなし当該科目については受講を要しない。(専門研修も同様)

・子育て支援員研修修了証を有している者は、再度別のコース等の研修受講の際には、基本研修の受講を要しない。

専門研修の実施

子育て支援分野の各種事業に従事するために必要な専門的な知識・技能等の修得



地域保育コース

地域子育て支援コース

放課後児童コース

社会的養護コース

修了者名簿の作成・管理

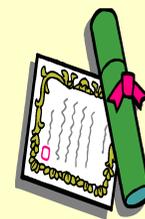
- ・個人情報の保護に十分留意



必要に応じてフォローアップ・現任研修の実施

修了証の交付

- ・修了証の交付は専門研修の実施主体の長が行う。
- ・修了証はコース別に交付。



子育て支援員

修了コースに応じ、子育て支援の事業等に従事(全国共通)